

# 石川県公報

平成 25 年 12 月 24 日  
第 1 2 6 5 8 号（火曜日）  
毎週 2 回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
○普通肥料又は指定配合肥料の生産業者に対する施用上の注意等の表示事項の一部改正（農業安全課）	1	○石川県立高松病院医療事務等業務委託に係る企画提案の募集公告（医療対策課）	6
○都市計画の変更（都市計画課）	1	○石川県立高松病院給食業務委託に係る企画提案の募集公告（同）	7
○政府調達に関する協定に係る入札公告（管財課）	4	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（経営支援課）	8
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告（県民交流課）	6	○大規模小売店舗の変更の届出の公告（同）	9
		○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告（農業基盤課）	10

## 告 示

### 石川県告示第505号

普通肥料又は指定配合肥料の生産業者に対する施用上の注意等の表示事項（昭和61年石川県告示第256号）の一部を次のように改正し、平成26年1月4日から施行する。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第7号」に改める。

表の5の項中「別表1の1の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第1の2の(1)のア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の次に「(6に掲げるものを除く。)」を加え、同表に次のように加える。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

### 石川県告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
小松都市計画道路 3・1・1号松任小松線 (旧3・3・1号松任小松線)	小松市高堂町の一部	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画道路 3・2・8号空港軽海線	—	〃

小松都市計画道路 3・3・2号寺井加賀線	小松市一針町、能美町、千代町、佐々木町、八幡、吉竹町、若杉町、花坂町、千木野町、東山町、本江町、蓮代寺町、三谷町、木場町、津波倉町、林町、戸津町、二ツ梨町及び矢田野町の各一部	〃
小松都市計画道路 3・3・4号高坂城南線	—	〃
小松都市計画道路 3・4・3号国道線	—	〃
小松都市計画道路 3・4・5号根上小松線	—	〃
小松都市計画道路 3・4・6号木曾街道線	—	〃
小松都市計画道路 3・4・7号小松インター八里線	—	〃
小松都市計画道路 3・4・12号小松駅前線 (旧3・4・15号小松駅前線)	—	〃
小松都市計画道路 3・4・19号島月津線 (旧3・4・23号島月津線)	—	〃
小松都市計画道路 3・4・29号小松駅東通り2号線 (旧3・4・48号小松駅東通り2号線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・9号空港東山線 (旧3・5・11号空港東山線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・10号村松符津線 (旧3・5・12号村松符津線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・11号上本折符津線 (旧3・5・14号上本折符津線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・18号粟津駅前線 (旧3・5・22号粟津駅前線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・20号島那谷寺線 (旧3・5・24号島那谷寺線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・22号梯美原線 (旧3・5・28号梯美原線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・24号高堂泉台線 (3・5・38号高堂泉台線)	—	〃

小松都市計画道路 3・5・36号粟津津波倉線 (旧3・5・56号粟津津波倉線)	—	〃
小松都市計画道路 3・5・37号島粟津線 (旧3・5・57号島粟津線)	—	〃
小松都市計画道路 7・7・1号粟津街なか線	—	〃
能美都市計画道路 3・1・1号松任小松線 (旧3・3・1号松任小松線)	能美市赤井町、西任田町、五間堂町、 能美一丁目、小長野町、大長野町、粟 生町及び東任田町の各一部	石川県土木部都市計画課及び能美 市産業建設部都市計画課
能美都市計画道路 3・1・2号寺井加賀線 (旧3・3・2号寺井加賀線)	能美市大長野町及び小杉町の各一部	〃
能美都市計画道路 3・4・4号高坂城南線 (旧3・3・4号高坂城南線)	—	〃
能美都市計画道路 3・4・5号根上小松線	—	〃
能美都市計画道路 3・4・6号木曾街道線	—	〃
能美都市計画道路 3・4・7号小松インター八里線	—	〃
能美都市計画道路 3・4・8号根上国道線 (旧3・4・9号根上国道線)	—	〃
能美都市計画道路 3・4・18号寺井吉光線 (旧3・4・37号寺井吉光線)	—	〃
能美都市計画道路 3・4・19号高堂泉台線 (旧3・5・38号高堂泉台線)	—	〃
能美都市計画道路 3・4・26号出口湯屋線 (旧3・4・2号出口湯屋線)	—	〃
能美都市計画道路 3・4・31号金沢小松線 (旧3・4・10号金沢小松線)	—	〃
能美都市計画道路 3・5・3号国道線 (旧3・4・3号国道線)	—	〃
能美都市計画道路 3・5・9号大成末寺線 (旧3・5・10号大成末寺線)	能美市大成町の一部	〃

## 公 告

### 政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

##### (1) 調達役務の名称及び数量

- ア 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その1） 一式
- イ 県庁舎清掃管理業務委託（行政庁舎その2） 一式
- ウ 県庁舎清掃管理業務委託（警察本部庁舎） 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

調達をする特定役務に関し、知事が入札説明書で指定する内容等であること。

##### (3) 履行期限

平成27年3月31日

##### (4) 履行場所

金沢市鞍月1丁目地内

##### (5) 入札方法

(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 平成25年度に石川県において締結が見込まれる特定役務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成25年石川県告示第84号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル衛生管理法」という。）の規定に基づく都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営むものであること。
- (4) 業務責任者との連絡体制を完備している者であり、かつ、業務責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃に着手できるものであること。
- (5) 業務責任者、作業責任者及び副作業責任者を専任で1名以上配置できる者であること。
- (6) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。
- (7) ビル衛生管理法に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）の清掃業務を平成23年1月1日以後、12箇月以上継続して誠実に履行した実績を有し、当該業務の履行が可能であると認められる者であること。

#### 3 入札参加資格者確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務ごとにそれぞれ入札参加資格者確認申請書に2(3)から(7)までの資格を証明できる書類を添付して、平成26年1月20日（月）午後5時までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部管財課庁舎管理グループ  
電話番号 076-225-1263
- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により平成26年1月27日(月)午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

平成26年2月4日(火)正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(5) 開札の日時及び場所

1(1)ア 平成26年2月4日(火)午後2時

1(1)イ 平成26年2月4日(火)午後2時30分

1(1)ウ 平成26年2月4日(火)午後3時

石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、すでに競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。

(4) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of services required

① Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 1) 1 set

② Commission to clean Ishikawa Prefectural office (administration office 2) 1 set

③ Commission to clean Ishikawa Prefectural office (police headquarters) 1 set

(2) Deadline

31 March 2015

(3) Delivery place

Ishikawa Prefectural Office

(4) Time limit of tender

Noon 4 February 2014

(5) Inquiry section regarding notice of tender

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan

TEL 076-225-1263

## 特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 申請のあった年月日

平成25年12月3日

## 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 KMC

## 3 代表者の氏名

福森 隆子

## 4 主たる事務所の所在地

金沢市黒田1丁目95番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に関係する施設への支援協力活動を通じ、精神障害者の地域における自立を支援し、また、不特定多数の市民に対して、精神障害者への理解を啓発し、障害者とよき隣人として助け合える地域社会の輪を広げていくことを目的とする。

## 石川県立高松病院医療事務等業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 委託事業の概要

## (1) 名称

石川県立高松病院医療事務等業務委託

## (2) 委託事業の内容

石川県立高松病院医療事務等業務委託契約書による。

## (3) 委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

## 2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であり、かつ、県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 精神科を標ぼうする病床数が200以上の病院で医療事務等業務を2年以上継続して自ら実施した実績を有する者であること。

## 3 企画提案書募集関係資料の交付場所

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立高松病院事務局総務課 電話番号 076-281-1125

## 4 企画提案書の提出場所等

## (1) 提出場所及び問合せ先

3の交付場所に同じ。

## (2) 提出期限

平成26年1月17日（金）午後5時までに(1)の提出場所に持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、提

出期限内に必着とする。)

(3) 説明会の日時及び場所

ア 日時 平成26年1月8日（水）午前10時

イ 場所 石川県立高松病院管理診療棟 2 階 大会議室

ウ 説明会に参加を希望する者は、出席予定者（2 人以内）を平成26年1月7日（火）までに、石川県立高松病院事務局総務課に連絡すること。

エ 説明会では、提出書類の説明並びに業務委託の現場である医事課及び総合受付の視察を実施するため、企画提案の参加希望者は必ず参加すること。

5 企画提案の参加表明

(1) 表明期限 平成26年1月10日（金）午後5時

(2) 表明方法 上記の説明会において示す方法による。

6 企画提案書の結果通知及び契約

(1) 石川県立高松病院医療事務等業務委託選定委員会において、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。なお、結果通知については、書面で通知する。

(2) 最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結する。なお、最優秀提案者と契約の合意に至らなかった場合は、優秀提案者と同様の契約手続を行う。

7 その他

書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とし、提出書類等は返還しない。

なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

---

石川県立高松病院給食業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託事業の概要

(1) 名称

石川県立高松病院給食業務委託

(2) 委託事業の内容

石川県立高松病院給食業務委託契約書及び石川県立高松病院給食施設等無償貸付契約書による。

(3) 委託期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成25年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であり、かつ、県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 医療法（昭和23年法律第205号）第15条の2、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の7第3号及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10に定められている基準に適合している者であること。

(5) 同法第1条の5第1項に規定する病院であって、病床数が200以上のもので給食業務を2年以上継続して自ら実施した実績を有する者であること。

(6) 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める患者給食の認定を取得している者であること。

3 企画提案書募集関係資料の交付場所

〒929-1293 かほく市内高松ヤ36

石川県立高松病院事務局総務課 電話番号 076-281-1125

4 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出場所及び問合せ先  
3の交付場所に同じ。
  - (2) 提出期限  
平成26年1月17日(金)午後5時までに(1)の提出場所に持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内に必着とする。)
  - (3) 説明会の日時及び場所  
ア 日時 平成26年1月8日(水)午後2時  
イ 場所 石川県立高松病院管理診療棟2階 大会議室  
ウ 説明会に参加を希望する者は、出席予定者を(2人以内)平成26年1月7日(火)までに、石川県立高松病院事務局総務課に連絡すること。  
エ 説明会では、提出書類の説明及び業務委託の現場である給食施設の視察を実施するため、企画提案の参加希望者は必ず参加すること。
- 5 企画提案の参加表明
- (1) 表明期限 平成26年1月10日(金)午後5時
  - (2) 表明方法 上記説明会において示す方法による。
- 6 企画提案書の結果通知及び契約
- (1) 石川県立高松病院給食業務委託選定委員会において、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。なお、選定結果については、書面で通知する。
  - (2) 最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結する。なお、最優秀提案者と契約の合意に至らなかった場合は、優秀提案者と同様の契約手続を行う。
- 7 その他
- 書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とし、提出書類等は返還しない。  
なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
総合リサイクルショッピングプラザ野々市  
野々市市若松町21番地1
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 西原物産株式会社  
代表取締役社長 西原 判大  
野々市市本町一丁目6番5号  
(変更後) 西原物産株式会社  
代表取締役社長 西原 判大  
野々市市御経塚四丁目66番地
- 3 変更の年月日  
平成25年4月12日
- 4 変更する理由  
本店移転のため
- 5 届出年月日



平成25年12月13日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年12月24日から平成26年4月24日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年4月24日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合リサイクルショッピングプラザ野々市

野々市市若松町21番地1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,486平方メートル

(変更後) 4,752平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 164台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 246台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 50台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 65台

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から翌午前0時まで

(変更後) 午前10時から午後9時45分まで

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から翌午前0時30分まで(一部午後10時30分まで)

(変更後) 午前9時30分から午後10時まで

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 6箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 7箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年8月14日

- 4 変更する理由  
消費者の多様なニーズに応えるため売場面積を拡張し、それに伴って、駐車場・駐輪場の台数及び位置を変更するため
- 5 届出年月日  
平成25年12月13日
- 6 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間  
平成25年12月24日から平成26年4月24日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
平成26年4月24日  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成25年12月25日から平成26年1月30日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年12月24日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
富塚第2地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	加賀市農林水産課